

資料編

1 計画策定の経緯

2021 (R3) 年	会議等の名称	検討・審議内容
2022 (R4) 年	会議等の名称	検討・審議内容
2023 (R5) 年	会議等の名称	検討・審議内容

2 委員名簿

環境審議会（敬称略、順不同、◎会長、○副会長）

氏名	選出区分	氏名	所属

環境市民会議（敬称略、順不同）

3

諮問・答申

4 参考資料

(1)気候変動による影響予測

主要な日本の気候モデルである「MIROC5（東京大学/NIES：国立研究開発法人国立環境研究所/JAMSTEC：国立研究開発法人海洋研究開発機構）」によると、21世紀末における、本市の気候及び気候変動による影響予測結果は以下のとおりです。

ここでは IPCC の「第5次評価報告書^{*}」の4つのシナリオ（RCP2.6、4.5、6.0、8.5）のうち、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）の2つのシナリオを掲載しています。

^{*}気候変動適応情報プラットフォームでは、将来予測を IPCC の「第5次評価報告書・統合報告書」の結果に基づいて実施しているため。

21世紀末における焼津市の気候及び気候変動による影響予測結果

項目	RCP2.6	RCP8.5	予測時期	データ
①日平均気温	+1～2℃	+4～5℃	2091-2100年	A
②降水量	1.0～1.1倍	1.1～1.2倍	2091-2100年	A
③猛暑日回数	0～+20日	+10～50日	2091-2100年	A
④真夏日回数	+20～40日	+50日以上	2091-2100年	A
⑤日降水量50mm/日以上の日数	0～+2日	+2～4日	2091-2100年	A
⑥平均海面水温	+1～2℃	+3～4℃	2086-2099年	B
⑦コメ（収量）	100～110%	90～115%	21世紀末	C
⑧コメ（品質）	+30～50℃・日以上	+50℃・日以上	21世紀末	C
⑨洪水氾濫（最大浸水深）	0～+5m以上	0～+5m以上	2081-2100年	D
⑩砂浜消失率	+25～50%	+50～75%	2081-2100年	D
⑪熱中症搬送者数	1.6～1.8倍	4～6倍	21世紀末	E
⑫熱ストレス超過死亡者数	1～3倍	10～20倍	21世紀末	E

注1) 厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）の2つのシナリオを掲載した。

注2) 気候モデルは、主要な日本の気候モデルである「MIROC5（東京大学/NIES：国立研究開発法人国立環境研究所/JAMSTEC：国立研究開発法人海洋研究開発機構）」を引用した。

注3) 特定のシナリオに基づく予測であり、種々の要因により実際とは異なる現象が起こる可能性（不確実性）がある。

注4) 各項目の定義は以下のとおりである。

①～⑤基準期間は1981-2000年。

⑥基準期間は1991-2005年。

⑦現在（1981-2000年）を基準とした相対値を示す。

⑧高温による品質低下リスクを表す指標として、出穂後20日間の日平均気温26℃以上の積算値（単位は℃・日、以下HD_{m26}と呼ぶ）を導入した。

0℃・日 ≤ HD_{m26} < 20℃・日 高温による品質低下リスク低

20℃・日 ≤ HD_{m26} < 40℃・日 高温による品質低下リスク中

40℃・日 ≤ HD_{m26} 高温による品質低下リスク高

⑨基準期間は1981-2000年。治水構造物の整備率を50%と仮定して、二次元不定流モデルを用いて浸水深を算出。

⑩基準期間は1986-2005年。0km毎の886地域で評価。モデルはMIROC5を含む21モデルアンサンブル平均。

⑪基準期間（1981-2000年）における熱中症患者数を1とした場合の相対値。

⑫基準期間（1981-2000年）における熱ストレスによる超過死亡者数を1とした場合の相対値。

注5) データは以下のとおりである。

A: 国立環境研究所「CMIP5をベースにしたCDFDM手法による日本域バイアス補正気候シナリオデータ」(NIES2019 ver201909)

B: 海洋研究開発機構「日本近海域2km将来予測データ」by SI-CAT (FORP-JPN02 version2 データ)

C: 環境省「地域適応コンソーシアム事業（2017～2020）」(地域適応コンソーシアムデータ)

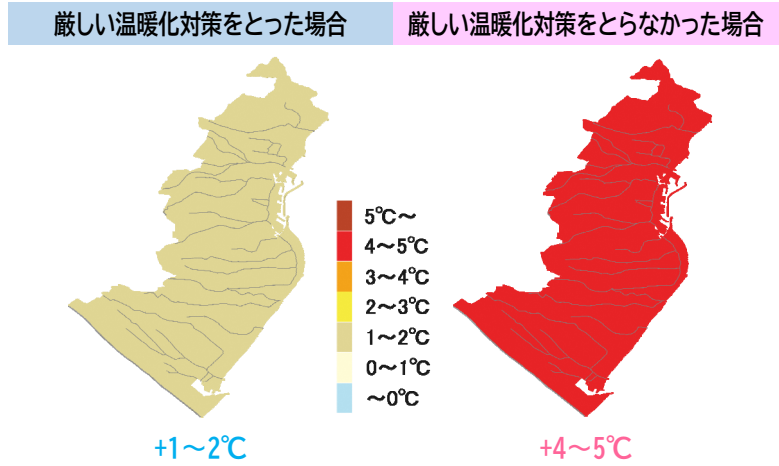
D: 文部科学省「気候変動適応技術社会実装プログラム（2015～2019）」(SI-CAT データ)

E: 「環境省環境研究総合推進費S-8温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究（2010～2014）」

【資料：気候変動適応情報プラットフォーム】

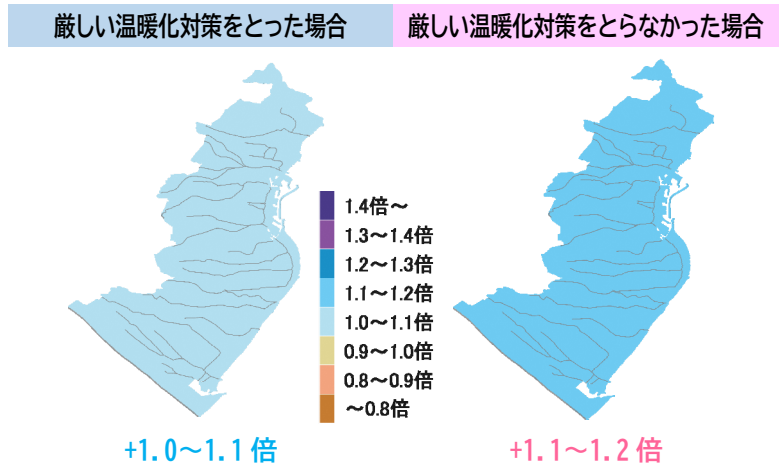
①日平均気温

日平均気温は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は+1~2℃、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は+4~5℃、現在よりも上昇すると予測されています。



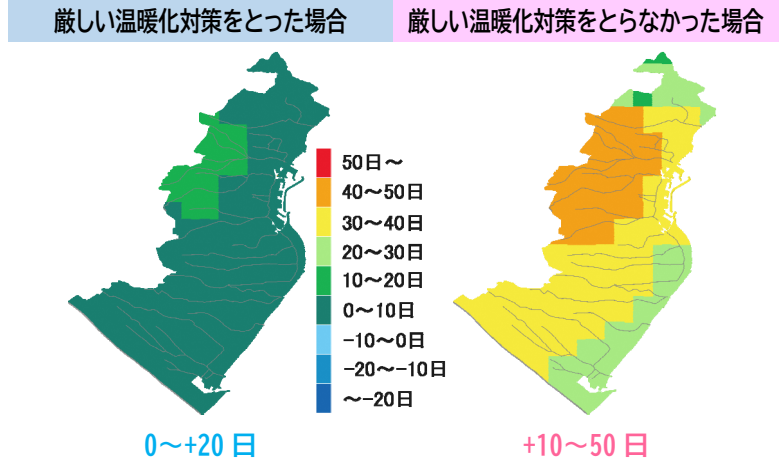
②降水量

降水量は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は+1.0~1.1倍、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は+1.0~1.2倍となり、現在とほとんど変化はないと予測されています。



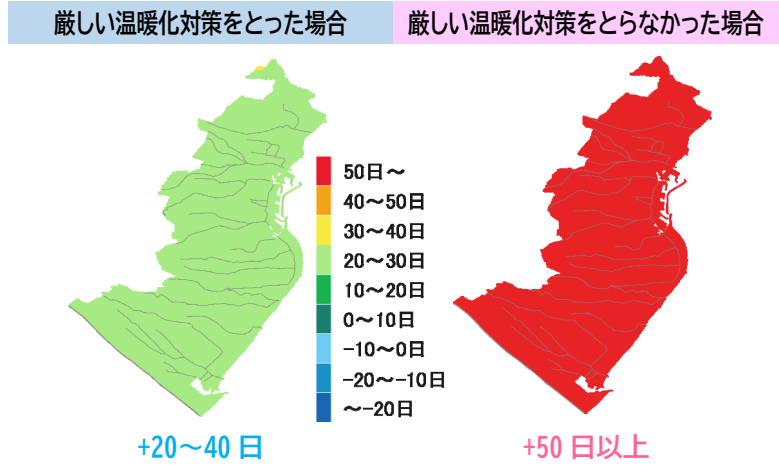
③猛暑日数

猛暑日数は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は0~+20日、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は+10~50日、現在よりも増加すると予測されています。



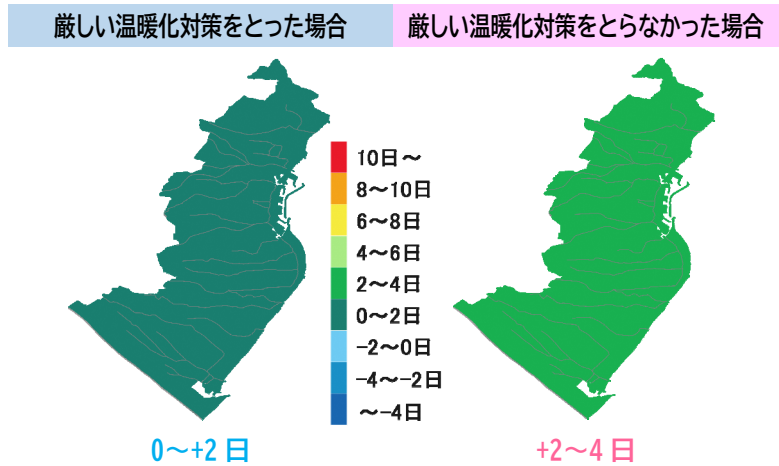
④真夏日数

真夏日数は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は+20~40日、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は+50日以上、現在よりも増加すると予測されています。



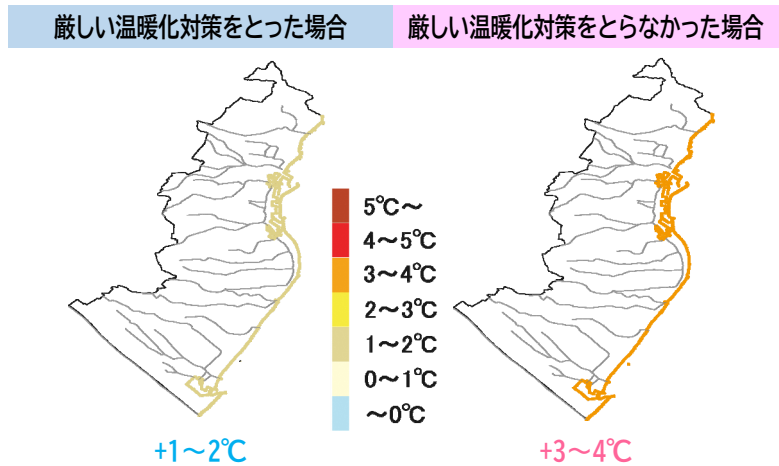
⑤日降水量 50 mm/日以上の日数

日降水量 50 mm/日以上の日数は、厳しい温暖化対策をとった場合 (RCP2.6) は 0~+2日、厳しい温暖化対策をとらなかった場合 (RCP8.5) は +2~4日、現在よりも増加すると予測されています。



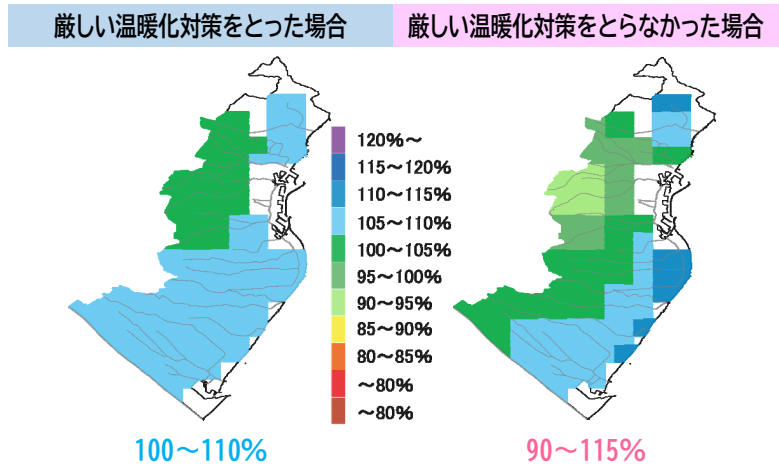
⑥平均海面水温

平均海面水温は、厳しい温暖化対策をとった場合 (RCP2.6) は +1~2℃、厳しい温暖化対策をとらなかった場合 (RCP8.5) は +3~4℃、現在よりも上昇すると予測されています。



⑦コメ(収量)

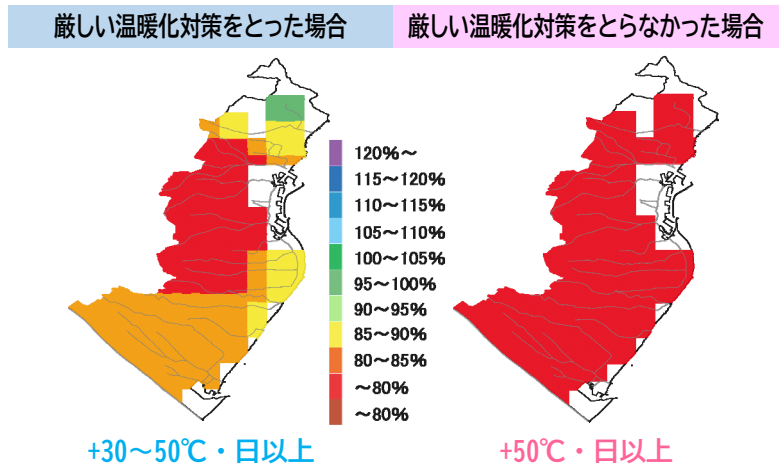
コメ(収量)は、厳しい温暖化対策をとった場合 (RCP2.6) は 100~110%、厳しい温暖化対策をとらなかった場合 (RCP8.5) は 90~115%、現在よりも減少または増加すると予測されています。



⑧コメ(品質)

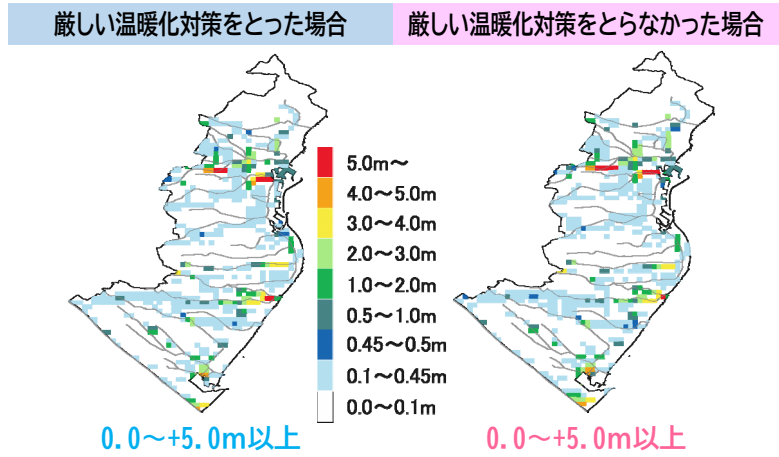
コメ(品質)は、厳しい温暖化対策をとった場合 (RCP2.6) は +30~50℃・日以上、厳しい温暖化対策をとらなかった場合 (RCP8.5) は +50℃・日以上です。

特に +40℃・日以上になる地域では、高温による品質低下リスクが高いと予測されています。



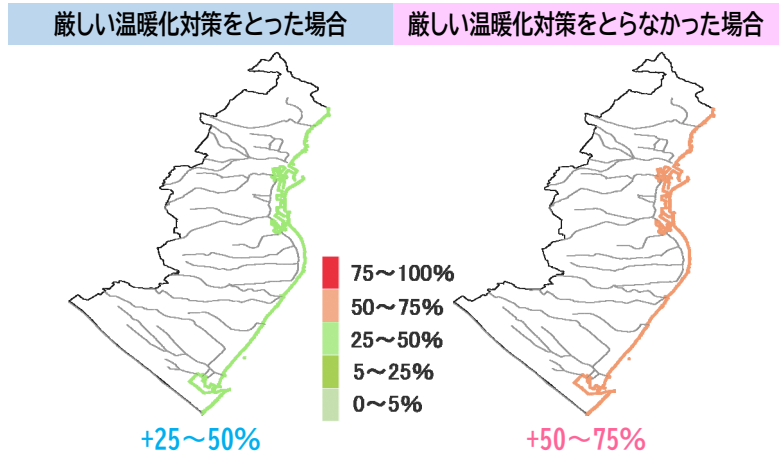
⑨洪水氾濫(最大浸水深)

洪水氾濫(最大浸水深)は、厳しい温暖化対策をとった場合(RCP2.6)、厳しい温暖化対策をとらなかった場合(RCP8.5)ともに、現在と比べて0.0~+5.0m以上となり、最大で+5.0m以上と予測されています。



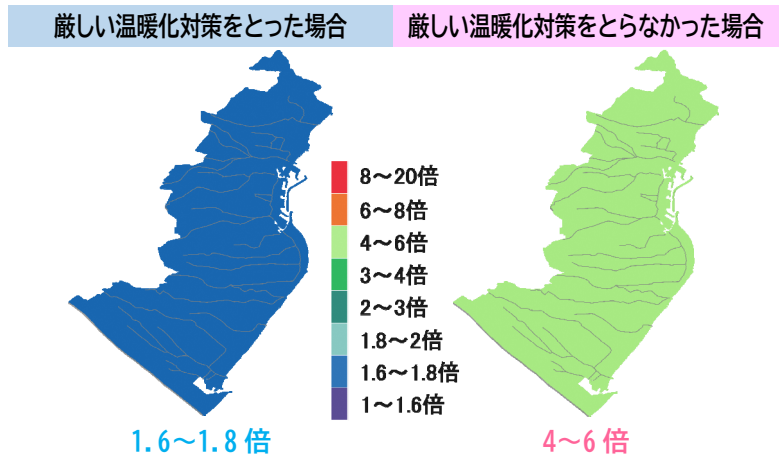
⑩砂浜消失率

砂浜消失率は、厳しい温暖化対策をとった場合(RCP2.6)は+25~50%、厳しい温暖化対策をとらなかった場合(RCP8.5)は+50~75%、現在よりも増加する(砂浜が消失する可能性が高まる)と予測されています。



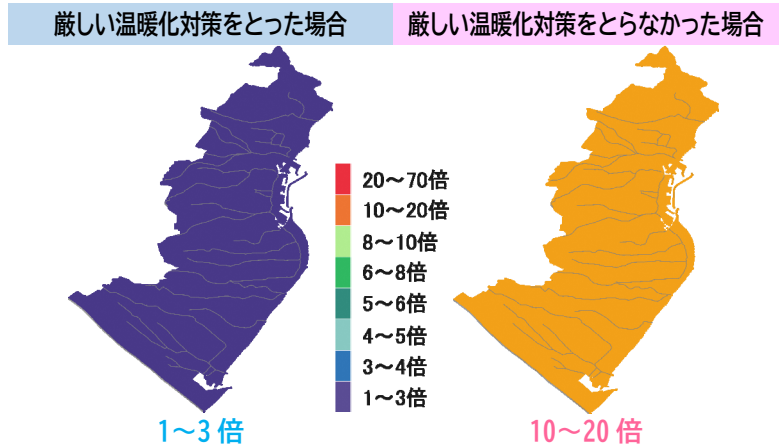
⑪熱中症搬送者数

熱中症搬送者数は、厳しい温暖化対策をとった場合(RCP2.6)は1.6~1.8倍、厳しい温暖化対策をとらなかった場合(RCP8.5)は4~6倍、現状よりも増加すると予測されています。



⑫熱ストレス超過死亡者数

熱ストレス超過死亡者数は、厳しい温暖化対策をとった場合(RCP2.6)は1~3倍、厳しい温暖化対策をとらなかった場合(RCP8.5)は10~20倍、現状よりも増加すると予測されています。



(2)将来推計の方法

現状のまま、特に対策を講じない場合の温室効果ガス排出量（現状^{そうまい}趨勢ケース）について将来推計を行いました。

現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量は、部門ごとの温室効果ガス排出量が、それぞれの部門を代表する「活動量」（世帯数や自動車保有台数など）に比例すると想定して算定します。将来の活動量については、統計データや上位計画、個別計画などにおける目標値を使用し、目標値がないものは、過去の経年変化などに基づく予測値を設定しました。

【計算例】	2030年度の温室効果ガス排出量 = (2019(令和元)年度の温室効果ガス排出量/2019(令和元)年度の活動量) × 2030年度の活動量
-------	---

活動量の推計結果

部門	活動量の指標	実績		将来推計		推計の考え方	
		2013(H25)年度	2019(R1)年度	2030(R12)年度	2050(R32)年度		
		基準年度	現状年度	現状趨勢	現状趨勢		
産業	製造業	製造品出荷額等(千万円)	52,694	62,395	68,966	73,404	①
	建設業・鉱業	建設業・鉱業従業者数(人)	3,718	3,466	3,315	3,225	②
	農林水産業	農林水産業従業者数(人)	1,175	945	830	768	②
家庭	世帯数(世帯)	49,893	53,117	54,543	50,902	③	
業務その他	業務その他従業者数(人)	42,383	41,534	39,572	34,484	④	
運輸	自動車(旅客)	旅客用自動車保有台数(台)	89,334	90,026	85,774	74,745	⑤
	自動車(貨物)	貨物用自動車保有台数(台)	6,773	6,350	6,089	5,913	⑥
	鉄道	人口(人)	140,620	136,807	132,283	115,274	⑦
	船舶	船舶入港トン数(千t)	1,542	1,369	1,503	1,503	⑧
廃棄物処理	一般廃棄物焼却処理量(t)	34,798	33,971	32,366	28,205	⑨	
	終末処理場処理水量(m ³)	4,236,695	4,077,427	3,884,834	3,385,321	⑩	
農業	耕地面積(ha)	1,570	1,560	1,560	1,560	⑪	
代替フロン類	世帯数(世帯)	49,893	53,117	54,543	50,902	③	
(参考)	平均世帯人員(人/世帯)	2.82	2.58	2.43	2.26	⑫	

- ①現状値は「工業統計調査」「経済センサス」を使用。将来推計は2013(H25)～2019(R1)年度のトレンド分析から設定。
- ②現状値は「事業所・企業統計調査」「経済センサス」を使用。将来推計は2013(H25)～2019(R1)年度のトレンド分析から設定。
- ③現状値は「国勢調査」「静岡県の推計人口」を使用。将来推計は人口の将来推計に平均世帯人員の将来推計(⑪を参照)を除することにより設定。
- ④現状値は「経済センサス」を使用。将来推計は2019(R1)年度の実績に人口の将来推計(人口増加率)を乗じて設定。
- ⑤現状値は「静岡県の自動車保有台数」(乗用車+軽自動車+バス)を使用。将来推計は2019(R1)年度の実績に人口の将来推計(人口増加率)を乗じて設定。
- ⑥現状値は「静岡県の自動車保有台数」(準乗用車+トラック+特殊自動車)を使用。将来推計は2013(H25)～2019(R1)年度のトレンド分析から設定。
- ⑦現状値は「国勢調査」「静岡県の推計人口」を使用。将来推計は「焼津人口ビジョン」の目標を達成するものとして設定。
- ⑧現状値は「区域施策編策定支援サイト・簡易推計」(環境省)を使用。将来推計は2013(H25)～2019(R1)年度の平均として設定。
- ⑨現状値は「焼津市一般廃棄物処理基本計画」を使用。将来推計は2019(R1)年度の実績に人口の将来推計(人口増加率)を乗じて設定。
- ⑩現状値は環境課資料を使用。将来推計は2019(R1)年度の実績に人口の将来推計(人口増加率)を乗じて設定。
- ⑪現状値は「作物統計」を使用。将来推計は2019(R1)年度の現状維持として設定。
- ⑫現状値は「国勢調査」「静岡県の推計人口」を使用。将来推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」(2019年推計)の静岡県・平均世帯人員の推計結果(2041(令和23)年度以降は多項式近似で設定)を基に本市の平均世帯人員を推計した。

(3) 温室効果ガス排出量の削減見込量の推計

「第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の目標年度における施策の削減効果を推計しました。

なお、2050（令和32）年度は国の計画などにおいても削減見込量が設定されていないことや、長期的な条件設定が困難なことから、2050（令和32）年度に「温室効果ガス排出ゼロ」の目標を目指すための目安として設定しています。

削減見込量の推計結果(1)

部門	項目	削減見込量(千 t-CO ₂)		根拠
		2030 (R12)	2050 (R32)	
産業	・ 太陽光発電の導入	6.4	44.3	I
	・ 産業用高効率空調機の導入	22.7	142.1	I
	・ 高性能ボイラーの導入	7.0	79.5	I
	・ ESCO 事業による省エネ技術の導入	2.3	24.7	I
	・ その他の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	49.8	49.8	B
	・ 燃料転換の推進	3.6	3.6	B
	・ FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	2.6	2.6	B
	・ 電気事業者の取り組みによる CO ₂ 排出係数の改善	64.6	67.0	C
	【合計】	159.0	413.6	—
家庭	・ 太陽光発電の導入	10.0	74.4	A
	・ 太陽熱温水器の導入	0.9	2.4	A
	・ ソーラーシステムの導入	2.8	7.1	A
	・ 高効率給湯器の導入	2.1	11.9	A
	・ 家庭用コージェネレーションの導入	0.9	4.0	A
	・ 計画・制御システムの導入	1.3	10.4	A
	・ 高効率照明の導入	0.6	1.6	A
	・ 省エネルギー行動の実践	1.6	2.9	A
	・ 緑のカーテンの設置	1.1	3.0	A
	・ 住宅の省エネルギー化	5.3	5.3	B
	・ トップランナー制度による機器の省エネルギー性能向上	2.9	2.9	B
	・ 脱炭素型ライフスタイルへの転換	1.9	1.9	B
	・ 電気事業者の取り組みによる CO ₂ 排出係数の改善	40.0	37.3	C
【合計】	71.2	165.1	—	
業務 その他	・ 太陽光発電の導入	3.5	15.3	I
	・ 太陽熱温水器・ソーラーシステムの導入	0.6	1.6	I
	・ 高効率給湯器の導入	2.7	27.5	I
	・ 業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	0.3	2.7	I
	・ ESCO 事業による省エネ技術の導入	2.0	6.9	I
	・ 市の事務事業における省エネルギー行動の実践	8.8	17.5	D
	・ 計画・制御システムの導入	1.5	8.1	I
	・ 建築物の省エネルギー化	2.8	2.8	B
	・ 高効率な省エネルギー機器の普及	4.0	4.0	B
	・ トップランナー制度による機器の省エネルギー性能向上	6.6	6.6	B
	・ 脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.1	0.1	B
・ 電気事業者の取り組みによる CO ₂ 排出係数の改善	35.5	30.9	C	
【合計】	68.4	124.0	—	
運輸	・ 次世代自動車の導入	24.1	131.2	E
	・ エコドライブの実践	3.6	29.3	A・I
	・ 公共交通機関の利用促進	4.6	8.0	A・B
	・ テレワークの実践	0.6	1.3	A
	・ 道路交通流対策（道路交通流対策等の推進）	3.0	3.0	B

削減見込量の推計結果(2)

部門	項目	削減見込量(千 t-CO ₂)		根拠
		2030 (R12)	2050 (R32)	
運輸	・ 鉄道・船舶分野の脱炭素化	3.2	3.2	B
	・ トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	3.9	3.9	B
	・ 電気事業者の取り組みによる CO ₂ 排出係数の改善	2.4	2.2	C
	【合計】	45.3	181.9	—
廃棄物 処理	・ 廃プラスチックなどの削減	5.0	5.4	B・F・I
	・ 食品ロスの削減	0.1	0.3	A・F
	・ 下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等	0.2	0.2	B
	【合計】	5.3	5.9	—
農業	・ 農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策	0.4	0.4	B
	・ みどりの食料システム戦略（農林水産省）の推進	0.0	4.1	G
	【合計】	0.4	4.5	—
代替 フロン類	・ 廃家庭用エアコンのフロン類の回収・適正処理	0.7	0.7	B
	・ 産業界の自主的な取組の推進	1.9	1.9	B
	【合計】	2.6	2.6	—
排出削減量の合計		352.2	897.6	—
森林 吸収等	・ 森林による CO ₂ 吸収	13.3	13.3	H
	・ 農地土壌による CO ₂ 吸収	0.4	0.4	B
	・ 都市緑化による CO ₂ 吸収	0.04	0.04	B
	【合計】	13.8	13.8	—
排出削減量+森林吸収量		366.0	911.4	—

注) 端数処理の関係上、各項目の和が合計値と合わない場合がある。

根拠一覧

	説明
A	「第3次焼津市環境基本計画に関するアンケート調査」を基本として設定
B	国の「地球温暖化対策計画」の削減見込量を代表指標により按分して焼津市分を設定 (2050(令和32)年度は削減見込量が設定されていないことから、2030(令和12)年度と同じ数値で設定)
C	国の「地球温暖化対策計画」の電力排出係数の目標値から設定(2030(令和12)年度の目標値0.37→0.25 kg/KWhへの変更)
D	「焼津市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の目標値から設定
E	「次世代自動車戦略2010」及び「静岡県自動車保有台数」の近年の動向を基本として設定
F	「焼津市一般廃棄物処理基本計画」を基本として設定
G	国の「みどりの食料システム戦略」を基本として設定
H	市内の森林面積・公園緑地面積から吸収量を算定して設定
I	国等の動向を踏まえて独自に設定

5 焼津市環境基本条例

制定 平成 13 年 3 月 28 日条例第 8 号
改正 平成 20 年 10 月 7 日条例第 85 号

目次
前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 7 条—第 18 条）
第 3 章 施策の推進体制等（第 19 条・第 20 条）
第 4 章 雑則（第 21 条）
附則

私たちのまち焼津市は、秀麗な富士を仰ぐ駿河湾と大井川左岸に広がる豊かな志太野の自然に恵まれ、四季を通じて温暖な気候の中で、先人のたゆまぬ努力により発展してきた。しかしながら、近年、社会経済の発展は、生活の利便性を高める一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄等により環境への負荷を増大させてきた。そして、環境への影響は、地域社会のみならず、地球温暖化など地球規模にも及び、将来にわたる問題として認識されるに至った。

私たちは、かけがえのない環境を保全し、及び創造し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

このような認識のもと、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築と、人と自然が共生することができる健全で恵み豊かな郷土の環境の保全・創造を目指し、市民、事業者及び市が協働で推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上、支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当の範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が安全で健康かつ快

適な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、将来にわたって継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境に恵まれた本市の特性を生かし、自然と人との共生を確保し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、すべての者が公平な役割分担のもとで自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であり、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識のもと、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市民の責務）

第 4 条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、資源の循環的利用、廃棄物の減量、電気その他のエネルギーの浪費の防止等、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、公害の防止、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する必要な措置を自ら講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市の責務）

第 6 条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的・社会的条件に応じた総合的及び計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全及び創造を図る上で市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造に関する活動を支援し、及びこれに協力する責務を有する。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

（環境基本計画）

第 7 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する本市の基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（2）環境の保全及び創造のために、市民、事業者及び市のそれぞれが配慮すべき事項

（3）前 2 号に掲げるもののほか、本市の自然的・社会的条件に応じた環境の保全及び創造に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらか

じめ市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を聴取し、これを環境基本計画に反映することができるよう努めるとともに、第 20 条に規定する焼津市環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更の場合について準用する。

（事業者の事前配慮の促進等）

第 8 条 市は、本市の環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者との間に、当該事業者が環境の保全及び創造のために講ずるべき措置について定める協定を締結するよう努めるものとする。

（施策の策定に当たっての事前配慮）

第 9 条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画の定めるところに従い、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

（環境教育及び環境学習の振興）

第 10 条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減等の活動を自発的に行う意欲を増進させるため、環境教育及び環境学習の振興に努めるものとする。

（規制の措置）

第 11 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、その所掌する事務に関し、必要な規制措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第 12 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を円滑に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全及び創造に資する事業等の推進）

第 13 条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等、環境への負荷の低減に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設等の整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第 14 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用の促進に努めるものとする。

（市民等の自発的な活動の促進）

第 15 条 市は、市民等が自発的に行う再生資源の回収、緑化の推進等の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、指導又は助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報の提供）

第 16 条 市は、第 10 条に規定する環境教育及び環境学習の振興並びに前条に規定する市民等の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配

慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を市民等に適切に提供するよう努めるものとする。

（監視等）

第 17 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び調査の実施に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の状況等の公表）

第 18 条 市は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を、毎年度公表しなければならない。

第 3 章 施策の推進体制等

（国等との協力）

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関し、広域的な取組を必要とする施策について、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

（焼津市環境審議会）

第 20 条 本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、焼津市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員 10 人以内で組織する。
- 4 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑則

（委任）

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 7 日条例第 85 号）

この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

6

用語解説

ア行

カ行

サ行

タ行

ナ行

ハ行

マ行

ヤ行

ラ行

ワ行

英数